

# Brand Mark Search 利用約定書

## 第1条 (約定書の適用)

日本パテントデータサービス株式会社（以下「当社」と言う）は、この利用約定書（以下「本約定書」という）に基づき商標情報のインターネットを通じた検索サービス（以下「Brand Mark Search」と言う）を提供します。

## 第2条 (約定書の変更)

当社は、会員の承諾を得ることなく本約定書の内容、Brand Mark Search の仕様を変更することがあります。当社が別途定める方法で、随時会員に通知します。この場合、利用料金その他販売条件などは、変更後の本約定書によるものとします。

## 第3条 (会員)

Brand Mark Search の利用形態により、会員の種類を2種類に分けるものとします。

一般会員・・・会員自身が自らの研究、調査の為に利用するものをいいます。

業務会員・・・第三者及び不特定の顧客の要求にもとづく調査、情報サービスを行うものをいいます。

また、会員とは原則的に個人は認められないものとします。

## 第4条 (会員登録)

- Brand Mark Search の利用希望者は、当社が定める手続きに従って会員登録の申し込みを行うものとします。
- 会員登録手続きは、会員資格審査のうえ前項の申し込みに対する当社の承諾をもって完了するものとします。
- 会員申込者は、会員登録の申し込みの際記入した申込書に記載されている Brand Mark Search を利用できるものとします。入会後に、利用するサービスを変更する場合には、当社が別途定める手続きに従うものとします。

## 第5条 (会員の氏名等の変更)

- 会員は、その氏名、名称、住所、所在地、電話番号及びメール、管理者、担当者について変更があったときは、変更後1ヶ月以内に当社へ届けるものとします。
- 変更の届出がなかったことで、会員の不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

## 第6条 (ユーザーID及びパスワードの管理責任)

- 会員は、当社より付与されたユーザーID及びパスワードを責任を持って管理・使用するものとし、当社へ損害を生じさせないものとします。
- 会員は、Brand Mark Search を利用するために当社より付与されたユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたりしないものとします。
- ユーザーID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

## 第7条 (利用範囲)

- Brand Mark Search は同一法人内で自ら使用する目的の範囲内でのみ利用することができるものとします。
- 前項における Brand Mark Search での検索結果データに関する会員の使用範囲は、会員設備等のディスプレイ上の表示、プリンタによる印字、テキストダウンロードに限られるものとします。
- Brand Mark Search を第三者に利用させたり、出力を第三者に販売または、定期的に利用させることはできないものとします。
- 関連会社及び子会社の Brand Mark Search 利用は第三者としてのお取り扱いとなります。関連会社及び子会社の利用に際しては別途事前に当社と協議するものとします。

## 第8条 (料金)

Brand Mark Search 利用料金は、第3条の規定に従い、会員種類別にIDごとの料金を別表に定めるものとします。

## 第9条 (料金の支払い方法)

- 会費は当社指定の金融機関へ請求書発行日より60日以内に振り込むものとします。なお、振込み手数料は会員にて負担するものとします。
- 日本国外からの利用については支払い方法、送金手数料等は別途協議することとします。

## 第10条 (利用期間)

会員の Brand Mark Search 利用期限は利用開始日から毎年12月末日とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当社または会員からの書面による別段の意思表示がない限り、引き続き1年間自動的に継続するものとし以降もまた同様とします。

## 第11条 (サポート)

- 当社はサーバに設定された Brand Mark Search を構成するソフトウェアに対してサポート（以下「サポート」という）を行います。
- 当社はソフトウェアに異常が発生した場合、会員の業務の支障にならないように速やかに対応するものとします。
- Brand Mark Search のサポート履行は当社の指定業者（以下「指定業者」という）に委託できるものとします。また、当社は会員の承諾を得ることなく指定業者に再委託できるものとします。
- 停電、天災、人災、などを含めて当社の責任に起因しない故障の修理、点検サポートは行わないものとします。
- 日本国外からのサポートは原則、電子メール及びFAXによる対応とします。

## 第12条 (機密保持)

- 当社は、サポートに必要な場合に限り、会員が保有する秘密性を有する情報（文書、テープ・フロッピーディスク等の電子的記憶媒体、あるいは、口頭又は視覚により開示されるものを含む。以下、「秘密情報」という。）を取り扱い、指定業者に開示・提供できるものとします。
- 当社は、サポートに必要な場合に限り、会員から開示・提供を受けた「秘密情報」を複製、及び複製できるものとします。ただし、当該複製物、及び複製物の管理、保持については、「秘密情報」と同様のものとして取り扱いするものとします。
- 当社は、会員から開示・提供を受けた「秘密情報」をサポートに直接携わる必要のある役員及び従業員以外の者に開示・提供してはならないこととします。
- 当社は、会員から開示・提供を受けた「秘密情報」について、サポート目的が終了したとき、本約定が終了したとき、又は当該「秘密情報」を開示・提供した会員から要求があったときは、直ちにその複製物も含めて当該「秘密情報」を開示・提供した会員に返却し、又は当該「秘密情報」を破壊した上でその旨を証明する文書を開示・提供した会員に交付するものとします。
- 当社は、会員から開示・提供を受けた「秘密情報」を秘密として保持し、事前に当該情報及び資料を開示した会員の文書による承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩し、又は、サポートの目的以外に使用してはならないとします。ただし、当社が次の各号の一に該当することを立証したのものについてはこの限りではないとします。
  - 公知・公用の情報
  - 開示・提供を受けた後、当社の責によらずに公知・公用となった情報
  - 開示・提供を受けた際、既に当社が所有していたことを立証し得る情報
  - 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに当社が入手した情報
  - 開示・提供を受けた後、開示・提供された情報及び資料とは関係なく、当社が独自に創出したことを立証し得る情報
  - 管轄官公庁の要求又は法令に基づき開示される情報

第13条 (サポート条項に不同意の場合)

当社は、会員が第11条ならびに第12条の全部または一部を同意できない場合、会員に対するサポートが十分に提供できない場合があります。

第14条 (データベース接続情報の利用)

会員は、会員のデータベースへの接続数、利用日時等を含む接続情報データ(以下「ログデータ」という)が下記の目的のために用いられることに同意するものとします。ただし、利用は当社内に限るものとし第三者への開示は行わないものとします。

- (1)当社がBrand Mark Searchの機能向上を目的としてログデータを用いること
- (2)当社がログデータを統計的データとして利用、開示すること
- (3)当社が会員へのサポート目的としてログデータを用いること

第15条 (個人情報保護)

- 1. 当社および会員は、相手方から提供された情報および資料のうち、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)に規定する個人情報(以下「個人情報」といいます。)が含まれる場合、以下のとおり取扱うものとします。なお、本条にて使用する用語は個人情報保護法の定義を適用します。
- 2. 個人情報を受領した当社または会員(以下「情報受領者」といいます。))は、個人情報保護法に準拠した個人情報保護に関する規則を定め、同規則にもとづき適正な取扱いを行うものとします。
- 3. 個人情報の本人に対する一切の責務は、個人情報を直接または間接に収集した当社または会員(以下「情報提供者」といいます。))が負うものとします。
- 4. 情報受領者が第三者から個人情報に関する問合せ、苦情、告訴等を受けた場合、情報受領者が本条2項を履行している限り情報提供者は、情報受領者に代わって対処し、情報受領者を防御するものとします。

第16条 (サービス時間)

- 1. 本約定書に基づくBrand Mark Searchのサービス時間は24時間を原則とします。年末年始(12月29日~1月4日)にはメンテナンス等により利用できない場合があります。また、コンピュータやネットワークの障害、その他止むを得ない事情によりサービス時間を短縮、または提供が不可能、もしくは中断となる場合があります。
- 2. 保守またはデータ更新のためのデータベース停止は当社が定める方法にてご案内します。
- 3. データベースの問い合わせ窓口及びサポートは月曜日~金曜日までの午前9:00~午後5:30とします。土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月4日)は除きます。
- 4. 前項の規定にかかわる時間は日本時間に基づきます。

第17条 (免責事項)

- 1. データベースの中断、故障、停電、天災、人災などを含めてサーバが停止している時間、日数如何に関わらず当社は賠償の責任を負わないものとします。
- 2. Brand Mark Search 利用に基づき検索したデータの誤り等によって、直接または間接的に生じた会員またはそれ以外の第三者の損害については、当社はその内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わないものとします。
- 3. 当社が提供するデータベースの故障によりサーバからの接続が連続して15日以上できなかった場合、当社は当月の利用料を免除することがあります。

第18条 (利用解除)

当社は、会員が次のいずれかに該当する場合は、利用を直ちに解除することができます。

- 1. 当社に対して虚偽の申告をしたとき
- 2. Brand Mark Search 利用料金等について、その支払いを3ヶ月以上遅延したとき
- 3. Brand Mark Search を違法な目的、または公序良俗に反する目的に利用したとき
- 4. その他、当社が会員として不適当であると判断したとき

第19条 (有効期間)

- 1. 本約定の有効期間は、会員資格を有する期間とします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、本約定が期間満了等により終了した場合においても、第12条、第14条、第15条の規定は、本約定の有効期間終了後においてもなお有効に存続するものとします。

第20条 (解約後の会員の義務)

会員が解約した場合においても、すでに会員に生じた金銭債務は存続するものとします。

第21条 (合意管轄)

本約定に基づきまたは関連して生じる一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条 (その他の事項)

- 1. 本約定書に記載のない事項については当社、及び会員双方にて協議して定めるものとします。
- 2. 本約定書は、日本国法に準拠し解釈されるものとします。

付則 本約定書は、2017年 9月 1日から実施します。

【別表】 (更新: 2019年6月)

1. サービス提供公報種別・収録期間

● 日本商標データベース

商標・商標書換登録	登録第1号~最新データ ※	公開・国際商標公報	2000年1月~最新データ
-----------	---------------	-----------	---------------

※ 商標公報週及データの検索データは、審査経過情報を元に作成しております。公報イメージと審査経過情報が異なる場合がございますので検索にはご注意ください。登録日が明治33年以降のもので、審査経過情報が存在するものに限り検索が可能です。

● 海外商標データベース

アメリカ商標(US)	1884年4月~最新データ	ヨーロッパ商標(EM)	1997年2月~最新データ	マドプロ国際商標(WO)	1990年1月~最新データ
------------	---------------	-------------	---------------	--------------	---------------

2. サービス料金表 (消費税別)

	サービス名	1 ID	5 ID	10 ID	20 ID	30 ID	40 ID	50 ID
一般会員	日本商標	5,000円/月額	20,000円/月額	30,000円/月額	60,000円/月額	75,000円/月額	80,000円/月額	90,000円/月額
	海外商標(US/EM/WO)(オプション)	5,000円/月額	20,000円/月額	30,000円/月額	60,000円/月額	75,000円/月額	80,000円/月額	90,000円/月額

	サービス名	1 ID
業務会員	日本商標	20,000円/月額
	海外商標(US/EM/WO)(オプション)	20,000円/月額

※海外商標サービスオプションのご利用には、日本商標データベースのご契約が必要です。